

岩見沢市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 岩見沢商工会議所及び株式会社振興いわみざわは、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、岩見沢市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により岩見沢市が作成する基本計画(以下「基本計画」という。)法第9条第10項に規定する認定基本計画(以下「認定基本計画」という。)及び認定基本計画の実施に関し必要な事項
- (2) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(協議会の事務所等)

第4条 協議会の事務を処理するため、岩見沢市の中心市街地に事務局を置く。

2 事務局の運営並びに運営に必要な事項の処理の手法については、協議会で協議の上、決定する。

(協議会の構成等)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 会員

- ア 岩見沢商工会議所
- イ 株式会社振興いわみざわ
- ウ 岩見沢市
- エ 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- オ 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると会長が認める者

(2) 賛助会員

協議会の目的に賛同し、岩見沢市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う者

2 賛助会員は、会議運営にあたり意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長1名、副会長2名及び会員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、岩見沢商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、会長の職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は非常勤とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会員承認等)

第8条 第5条第1項第1号エ及びオに掲げる会員は、会長の承認を得なければならない。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員、賛助会員は、協議会を脱会しようとするとき、その旨を会長に届けなければならない。なお、会員、賛助会員が死亡又は解散したときは、協議会を脱会したものとみなす。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、構成員4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ会員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、委任を含めた会員の3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するものとする。
- 3 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の会員は、会議において協議された事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(運営委員会の設置)

第12条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、会長が会員の中から指名する。
- 3 運営委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(会計)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

第14条 協議会の出納を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が指名し、協議会において承認を受ける。

3 監事は、非常勤とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって終了し、岩見沢商工会議所がこれを清算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(規約の改正)

第17条 この規約は、必要に応じて、協議会において改正できるものとする。

附 則

この規約は、平成19年11月29日から施行する。